

## 土岐市地域集会所整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住民自治及び地域コミュニティの推進に資するため、市内の住民自治組織（以下「自治会」という。）による、当該地域住民の集会、研修等の利用を主な目的とする建物（以下「地域集会所」という。）の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 既存の建物のない土地において新たに地域集会所を建築することをいい、地域集会所の建築と同時に当該地域集会所に係る用地を購入することを含む。
- (2) 改築 既存の地域集会所を取り壊し、同じ土地に地域集会所を建て直すことをいう。
- (3) 取得 既存の建物を地域集会所として購入することをいう。
- (4) 増築 既存の地域集会所の床面積を増加させることをいう。
- (5) 改修 既存の地域集会所の壁、天井、床、屋根等の修繕及びトイレの水洗化等の工事並びに地震に対する安全性の向上を図るための工事を行うことをいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、自治会が地域集会所として利用する建物及び当該建物と連帯しその用を果たす附属施設の新築、改築、取得、増築及び改修（以下「建設等」という。）に要する費用とする。ただし、次の費用は除くものとする。

- (1) 建設等に係る事務手数料及び負担金
- (2) 改築における既存の地域集会所の取壊し費用及び整地費用
- (3) 備品購入費用
- (4) 地域集会所の建物本体以外の配管、外構等の整備費用（建物本体に附

属する手すり、スロープ等に係る経費は、補助金の交付の対象に含む。)

- (5) この要綱によらない国、県、市及びその他の団体から受けた補助金の額並びにその対象となる経費並びに補償、保険等の対象となる経費(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の1以内の額とし、その限度額は、別表の左欄に掲げる建設等の区分によって同表中欄に掲げる自治会の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。この場合において、当該補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(再補助の制限)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けた自治会は、次の各号に掲げる建設等の区分に応じ、当該建設等の区分に係る補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して当該各号に定める期間が経過した後でなければ、補助金の交付を申請することができない。

(1) 新築、改築及び取得 10年

(2) 増築及び改修 5年

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める建設等の区分に係る補助金の交付を申請することができる。

(1) 土岐市木造集会所耐震診断助成事業実施要綱(平成24年土岐市告示第36号)による耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図るための工事が必要と診断された場合 改修

(2) 公共下水道供用開始区域に編入された地域において、地域集会所の排水設備を公共下水道に接続する工事を行う場合 改修(排水設備に係るものに限る。)

(3) 台風、洪水、地震等の気象災害、火災その他市長が特にやむを得ないと認める場合 建設等

3 前項の規定による補助金の交付は、第1項に規定する補助金の交付の申請に必要な期間の判断について、補助金の交付を受けていないものとみなす。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものと

する。

附 則

この告示は、平成26年5月1日から施行する。

別表

建設等の区分	自治会の区分	限度額
新築、改築及び取得	自治会を構成する世帯の数 100世帯以下	750万円
	自治会を構成する世帯の数 101世帯～150世帯	800万円
	自治会を構成する世帯の数 151世帯～200世帯	850万円
	自治会を構成する世帯の数 201世帯～250世帯	900万円
	自治会を構成する世帯の数 251世帯～300世帯	950万円
	自治会を構成する世帯の数 301世帯以上	1,000万円
増築及び改修	全ての自治会	200万円

備考 自治会を構成する世帯の数の基準日は、補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日とする。